

大津市指定化学物質等の適正な管理に関する指針

平成 13 年 4 月 1 日 制定

令和 2 年 11 月 16 日 一部改正

事業者は、大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成 10 年大津市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 106 条第 1 項に規定する指定化学物質等の適正な管理を行うに当たり、次に掲げる事項に留意すること。

1 対象事業者

本指針を適用する事業者は、大津市内において、指定化学物質等を製造し、又は使用する工場又は事業場（以下「指定化学物質等使用工場等」という。）を有する者とする。

2 管理体制の整備

(1) 適正管理組織の整備

ア 指定化学物質等使用工場等の各部門を包括した組織とし、適正管理に係る責任者、役割分担及び連絡体制を明確にすること。

イ 従業員数が 20 人以下の事業者で、直ちに組織を整備することが困難な場合は、適正管理に係る責任者の設置から順次整備するよう努めること。

(2) 適正管理に関する規程類の整備

ア 指定化学物質等使用工場等内の組織及びその職務の内容並びに指定化学物質等の取扱方法及び取り扱う施設の点検要領を具体的に定めた規程類を整備すること。

イ 指定化学物質等の組成、成分、物理的及び化学的性質、有害性、危険性、適用法令、取り扱いの注意事項等を記載した安全データシート（以下「SDS」という。）及び汚染・事故事例等の情報を収集し、整備すること。

ウ 指定化学物質等を譲渡又は提供する場合は、相手方に対し、当該物質に係る SDS を提供すること。

エ 従業員数が 20 人以下の事業者で、直ちに取扱方法等に関する規程類を整備することが困難な場合は、指定化学物質等の取扱状況に応じて、安全管理上重要な規程類から順次整備するよう努めること。

(3) 適正管理に関する研修の実施等

ア 従業員等全ての関係者に対し、指定化学物質等の適正な管理の重要性、適正管理に関する規程類、SDS の内容等に関し、計画的かつ定期的に研修を実施し、指定化学物質等の適正な管理の仕組みを十分理解させ、適正に管理すること。

イ 指定化学物質等使用工場等内の適切な箇所に管理体制図、指定化学物質等の安全情報、事故時の対応措置、緊急時の連絡先、機器及び配管等の点検における注意事項等必要な事項を表示し、従業員等への周知徹底を図ること。

(4) 適正管理体制に関する見直し

指定化学物質等の管理状況については、常に点検を実施し、管理体制の継続的な見直しを行うこと。

3 指定化学物質等を含む廃棄物の適正管理

ア 指定化学物質等を含む廃棄物の発生の抑制及び減量に努めること。

イ 指定化学物質等を含む廃棄物については、発生後処理されるまでの間、種類、性状等に応じて適正に保管するとともに、廃棄する場合にあつては、自らの責任において適正な処理を行うこと。

ウ 指定化学物質等を含む廃棄物の処理を委託する場合は、必要な情報を委託業者に提供し、処理現場の確認を実施する等、当該廃棄物の適正処理の徹底に努めること。

4 使用量等の把握

指定化学物質等使用工場等においては、次のとおり使用量等の把握に努めること。

(1) 受入量等の把握

ア 指定化学物質等の受入量及び受入方法、製造量、使用量並びに保管量を把握し、整理すること。

イ 混合物については、その主要成分ごとに量を把握すること。

(2) 排出量等の把握

ア 指定化学物質等の大気、水及び土壌等の環境への排出量（漏えいを含む。）及び廃棄物に含まれて指定化学物質等使用工場等の外へ移動する量（以下「廃棄量」という。）を把握し、整理すること。

イ 指定化学物質等の製造量及び使用量の合計が年間50キログラム又は50リットル以下の指定化学物質等使用工場等においては、主要な排出量等から順次把握するよう努めること。

5 使用量等の削減技術の導入等

(1) 技術情報の収集、整理

製造工程中の指定化学物質等の使用量及び排出量等がより少ない技術又は機器の情報並びに有害性及び危険性の低い代替物質の情報を収集し、整理すること。

(2) 代替物質の導入

ア 使用する指定化学物質等の有害性及び危険性を評価し、より有害性及び危険性の低い物質の使用に努めること。

イ 代替物質の導入に当たっては、有害性及び危険性が高い指定化学物質等又は排出量等の多い指定化学物質等から、順次実施するよう努めること。

(3) 工程等の管理対策

ア 主要な作業工程について、工程ごとの使用量等の把握を行うとともに、作業工程の見直し等による合理化、密閉性の高い機器の使用及び適正な維持管理等により、指定化学物質等の環境への排出を抑制すること。

イ 指定化学物質等の保管に当たっては、その性状等に応じて適正に管理し、漏えいを防止すること。

(4) 回収等の技術の導入

環境へ排出される排水、排出ガス中及び廃棄物中の指定化学物質等の回収、除去及び処理のための技術及び設備の情報収集に努めるとともに、これらを導入し、適正な維持管理を行い、再利用、再資源化に努めること。

6 新規導入指定化学物質等の有害性及び危険性の評価

- ア 指定化学物質等を新規に導入し、又は指定化学物質等の使用量を大幅に増加し、若しくは使用条件の変更を行おうとするときは、あらかじめ当該指定化学物質等についての有害性及び危険性を評価するための基準を定めるとともに、指定有害物質等使用工場等内に有害性及び危険性を評価する組織を設けて検討すること。
- イ 新規に導入しようとする指定化学物質等について、特に有害性及び危険性の高い化学物質は、原則として使用しないこと。
- ウ 従業員数が20人以下の事業者で、直ちに有害性及び危険性を評価するための基準の策定や組織的な検討が困難な場合は、取り扱おうとする指定化学物質等の情報を可能な限り収集するよう努め、有害性及び危険性が高い場合には、代替物質への切替え、使用量等の削減、密閉系での取扱い等を検討すること。

7 事故に伴う環境汚染の防止

- ア 事故に伴う指定化学物質等による環境汚染を未然に防止するため、作業基準を作成し、施設の定期的な点検整備の徹底を行うこと。
- イ 事故に伴う指定化学物質等による環境汚染を最小限に抑えるための対応措置をあらかじめ検討し、速やかな復旧が図られるよう適切な対策を講じること。
- ウ 有害性及び危険性の高い指定化学物質等を使用する指定化学物質等使用工場等及び指定化学物質等を大量に使用する指定化学物質等使用工場等にあつては、製造、輸送、保管、販売、使用、廃棄等の全ての場面において、自然災害を含めた事故を想定し、指定化学物質等による環境汚染を回避する対策を講じること。
- エ 特に指定化学物質等使用工場等の周辺に住宅地や学校、病院等がある場合はその位置を確認し、必要な場合は、これらに対する環境汚染を回避するための未然防止措置を講じておくこと。
- オ 指定化学物質等の過剰な保管を避けること。
- カ 定期的に事故に対応するための訓練を行うこと。
- キ 事故により、指定化学物質等使用工場等から指定化学物質等が漏えいし、又は漏えいするおそれが生じたときは、その事故の状況を市等の関係者に通報するとともに、応急措置の完了後、速やかに、講じた措置等の概要を条例施行規則第105条に規定する工場等事故報告書により市に報告すること。

8 監視及び情報提供等

(1) 監視及び測定

- ア 指定化学物質等の排出及び漏えいを監視する設備の設置に努めること。
- イ 取り扱う指定化学物質等に応じ、排水及びばい煙等の定期的な自主測定に努めること。

(2) 使用量等の記録

指定化学物質等の受入量、製造量、使用量、保管量、排出量及び廃棄量並びに前号イの

測定を行っている場合はその結果を記録、保存すること。

(3) 情報提供等

ア 指定化学物質等使用工場等における管理状況等について、理解を深めるため、周辺住民等への情報提供に努めること。

イ 市からの要請があったときは、当該指定化学物質等使用工場等における管理状況等を報告すること。

9 関連企業への周知・支援等

関連企業に対し、この指針に定める指定化学物質等の適正な管理に係る内容の周知、情報提供、支援等を行うこと。

10 その他

市が行う化学物質等に関する各種調査に協力すること。